

お知らせ（器）002

令和4年6月30日

特定器材マスターの改定について

今般、令和4年6月30日付け厚生労働省告示第227号に基づき、下記のとおり特定器材マスターを改定しましたのでお知らせします。

なお、今回公表するコードの適用年月日は、令和4年7月1日であることから、令和4年6月診療分以前の電子レセプトに使用することのないようご留意願います。

また、内容については別紙をご確認ください。

記

材料価格の変更（変更区分「5」：9コード）

特定器材マスター登録内容の一部変更（令和4年7月1日適用）

別表 番号	区分 番号	特定器材 コード	特定器材名・規格名	金額 種別	変更 区分	変更箇所	変更前	変更後	備考
06	002	710010172	歯科鑄造用14カラット金合金インレー用（J I S適合品）	1	5	金額	6,019	6,569	
06	003	710010173	歯科鑄造用14カラット金合金鉤用（J I S適合品）	1	5	金額	6,002	6,552	
06	004	710010174	歯科用14カラット金合金鉤用線（金58.33%以上）	1	5	金額	6,152	6,702	
06	005	710010175	歯科用14カラット合金用金ろう（J I S適合品）	1	5	金額	5,979	6,529	
06	006	710010176	歯科鑄造用金銀パラジウム合金（金12%以上J I S適合品）	1	5	金額	3,413	3,715	
06	010	710010180	歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15%以上J I S適合品）	1	5	金額	3,952	4,235	
06	011	710010181	歯科鑄造用銀合金第1種（銀60%以上インジウム5%未満）	1	5	金額	145	152	
06	012	710010182	歯科鑄造用銀合金第2種（銀60%以上インジウム5%以上）	1	5	金額	178	185	
06	013	710010183	歯科用銀ろう（J I S適合品）	1	5	金額	265	269	